

令和8年1月1日～

「工作物石綿事前調査者」による事前調査が必要です

令和8年1月1日より、特定工作物の解体等工事における事前調査は「工作物石綿事前調査者」等に行わせることが義務となります。

★ 資格の取得には、講習の受講が必要です ★

特定工作物

1.反応槽 2.加熱炉 3.ボイラー及び圧力容器 4.配管設備※ 5.焼却設備
6.貯蔵設備※ 7.発電設備※ 8.変電設備 9.配電設備 10.送電設備※

11.煙突※ 12.トンネルの天井板 13.プラットフォームの上屋 14.遮音壁
15.軽量盛土保護パネル 16.鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
17.観光用エレベーターの昇降路の囲い※

※一部例外等があります。二次元コードのページでご確認ください。

イメージ図

一定規模以上の解体等工事は、事前調査結果の報告が必要 (R4.4.1～)

全ての解体等工事は、事前調査が必要

建築物

特定工作物
(1～10)

特定工作物
(11～17)

特定工作物
以外

塗料やガスケットなどの石綿等が使用されている恐れのある材料の除去作業を伴う場合

※講習機関など詳細はこちら



厚生労働省
石綿総合情報ポータルサイト

建築物石綿含有建材調査者等による調査が必要 (R5.10.1～)

NEW
工作物石綿事前調査者による調査が必要

NEW
建築物石綿含有建材調査者等又は工作物石綿事前調査者による調査が必要